

I はじめに

ペットブームと言われて久しく、今、いろいろな動物が日本で飼われております。マスコミでも動物のことが取り上げられる機会が多く、中には「かわいい」とか「癒される」という言葉で動物の飼育を煽るような番組もあり、その言葉に乗って、飼う前に必要な事項を十分に検討せずに動物を飼い始める人々もいる現状です。それでも、多くの動物は人と共に幸せに暮らしていると思われませんが、飼い主に適正な飼育方法に関する知識がないために、本来の生理・生態・習性を無視し、心身の健康を害していたり、多大なストレスを被っている動物もいます。さらに、残虐に殺傷したり、必要な世話をせずに放置したり、遺棄したりという動物虐待事件も依然として発生しています。また、飼い主に周りへの配慮が足りないことで、近隣住民に迷惑をかけ、苦情を生み出して動物が悪者扱いされているような事例も発生しています。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護管理法という）」第44条において愛護動物をみだりに殺傷した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、愛護動物に対しみだりに給餌・給水をやめ衰弱させる等の虐待を行った者は50万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は50万円以下の罰金となっています。これらの規定を具体的に運用していくために、平成19年度に動物の遺棄・虐待事例調査報告書を作成しました。しかしながらその後もマスコミをにぎわす事例が相次いでおります。

人と動物が共に幸せに暮らす社会を築くには、このような動物虐待や遺棄に対応すると同時に、生命尊重・動物福祉の普及啓発、飼育環境・健康管理の改善指導を通して、未然に動物虐待を防ぎ、近隣への迷惑を防止することが、動物愛護行政の重要課題となっております。このためには、虐待等とみなされる場合には、しっかりと対応して事例を積み上げていくとともに、どのような行為が虐待等とみなされるのか、事例集をまとめていくことが重要です。

本報告書は、前回に引き続き、平成15年以降の動物愛護管理法違反にかかる虐待事例とともに、動物愛護管理法以外の法律に基づいて対応することも踏まえて、それらの事例も収集・掲載しました。また、前回同様海外における虐待の判例も例示しています。動物の虐待・遺棄を防止するための普及啓発資料として活用していただければ幸いです。